

3月14日に官報掲載された告示の主な正誤

○ 厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(平成十五年厚生労働省告示第八十二号)

正(第三号ロ、ハ及びニ)	誤(第三号ロ、ハ、ニ及びホ)
<p>三 痴呆対応型共同生活介護費に係る夜間ケア加算の基準 イ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。))第一百五十七条第一項に定める夜間及び深夜の勤務をいう。を行わせていること。</p> <p>ロ 指定居宅サービス基準第五十七條に定める介護従業者の員数を置いていること。</p> <p>ハ 指定居宅サービス基準第六十四條に定める痴呆対応型共同生活介護計画を作成していること。</p> <p>ニ 指定居宅サービス基準第六十三條第七項の規定に従い、自らその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価を行った日から起算して一年以内であり、かつ、外部の者による評価を受けた日から起算して一年以内であること。</p> <p>ホ 指定居宅サービス基準第六十三條第七項の規定に従い、自ら行った指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価の結果及び外部の者による評価の結果を利用者(利用申込者を含む。))及びその家族に対して開示していること。</p>	<p>三 痴呆対応型共同生活介護費に係る夜間ケア加算の基準 イ 夜間及び深夜の時間帯を通じて、以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。))第一百五十七條第一項に定める夜間及び深夜の勤務をいう。を行わせていること。</p> <p>ロ 指定居宅サービス基準第六十四條に定める痴呆対応型共同生活介護計画を作成していること。</p> <p>ハ 指定居宅サービス基準第六十三條第七項の規定に従い、自らその提供する指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価を行った日から起算して一年以内であり、かつ、外部の者による評価を受けた日から起算して一年以内であること。</p> <p>ニ 指定居宅サービス基準第六十三條第七項の規定に従い、自ら行った指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価の結果及び外部の者による評価の結果を利用者(利用申込者を含む。))及びその家族に対して開示していること。</p>

○ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件(平成十五年厚生労働省告示第八十五号)

正(第二号ロ、第二号ハ、ホ及び第七号ロ)	誤(第二号ロ、第三号ハ、ホ第七号ロ)								
<p>二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法</p> <p>ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十五年九月三十日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数」とあるのは、「指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数(当該指定通所リハビリテーション事業所が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)附則第二条の適用を受ける場合)については、同表の規定によりなお従前の例によることとされた指定通所リハビリテーション事業所ことに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たるとする」であることとする。</p>	<p>二 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法</p> <p>ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>								
<table border="1"><thead><tr><th>厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</th><th>厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数を置いていないこと</td><td>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</td></tr></tbody></table>	厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数を置いていないこと	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	<table border="1"><thead><tr><th>厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</th><th>厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数を置いていないこと</td><td>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</td></tr></tbody></table>	厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法	指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数を置いていないこと	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法								
指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数を置いていないこと	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。								
厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法								
指定居宅サービス基準第一百十一條に定める員数を置いていないこと	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。								

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合(当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設(指定居宅サービス基準第一百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。))が、部小規模生活単位型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三條に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。である場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四條に規定するユニット部分)をいう。ホにおいて同じ。以外の場合には、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)において、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分については、当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四條第三項の規定の適用を受ける)に係る介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)における短期入所生活介護費(併設型短期入所生活介護費に限る。))について、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第一百十一條」とあるのは、「指定居宅サービス基準第一百

三 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数(当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設(指定居宅サービス基準第一百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。))が、部小規模生活単位型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三條に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。である場合又は当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第一百二十四条第三項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準第四十四條に規定するユニット部分)に係る介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)において、当該特別養護老人ホームのユニット部分(特別養護老人ホーム基準第四十四條第三項の規定の適用を受ける)に係る介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。)における短期入所生活介護費(併設型短期入所生活介護費に限る。))については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第一百十一條」とあるのは、「指定居宅サービス基準第一百

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（同令第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該施設のユニット部分（同令第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、同令第三条に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（同令第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該施設のユニット部分（同令第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、同令第三条に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

○ 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（平成十五年厚生労働省告示第九十号）

<p>正（別表第二中）</p>	<p>健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B000に掲げる歯科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B002に掲げる歯科特定疾患療養指導料及びB009に掲げる診療情報提供料（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B001-2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>	

<p>誤（別表第二中）</p>	<p>健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B000に掲げる歯科口腔衛生指導料、B001に掲げる歯周疾患指導管理料、B002に掲げる歯科衛生実地指導料、B002に掲げる歯科特定疾患療養指導料及びB009に掲げる診療情報提供料（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B001-2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>	

○ 要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（平成十五年厚生労働省告示第九十号）

<p>正（別表第二中）</p>	<p>老人算定基準別表第二章第1章6に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章7に掲げる老人歯科慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B009に掲げる診療情報提供料（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B001-2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>	

<p>誤（別表第二中）</p>	<p>老人算定基準別表第二章第1章6に掲げる歯科口腔疾患指導管理料、同章7に掲げる老人歯科慢性疾患生活指導料及び健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B001-2に掲げる歯科衛生実地指導料及びB009に掲げる診療情報提供料（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>健康保険の算定方法別表第二章第1部区分B001-2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養</p>	<p>同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>	